

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成24年 3 月 8 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

**広島県公安委員会規則第 1 号**

**銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規  
則**

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年広島県公安委員会規  
則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 8 条第 16 項」を「第 5 条の 2」に改める。

**附 則**

この公安委員会規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。